

2026年度 「東南アジア青年の船」事業（第50回） ナショナル・リーダーの募集について

事業の概要について

1 事業の趣旨及び目的

「東南アジア青年の船」事業は、1974年の日本と東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）の各国との共同声明を契機に、日本政府とASEAN各国政府との共同事業として開始したものです。

日本及びASEAN各国の青年が船内での生活や寄港地における活動を共にしながら、各国が共通して抱える社会課題の研究・ディスカッションや各種の交流活動を行う場を提供することにより、日本青年を、国際社会等が抱える課題の解決に向けて指導性を発揮できる次世代グローバルリーダーへと育成するとともに、相互理解と友好を深めることを目的としています。

2 事業の構成及び内容

本事業は、交流プログラム及びその前後に行う研修・報告会から構成されます。

(1) 交流プログラム【使用言語：英語】

① オンラインプレセッション

対面でのプログラムに向けて、日本参加青年及びASEAN各国の参加青年（以下「外国参加青年」という。）が、アイスブレイクやディスカッションの準備等を行う。

② 日本プログラム

表敬訪問、ディスカッション、都内及び東京近郊における視察、文化体験や現地の青年との交流等を行う。

③ 船上プログラム

ディスカッション、文化交流等を行う。

④ 寄港地プログラム

カンボジア、マレーシア及びフィリピンに寄港し、表敬訪問、施設見学、ホームステイ、現地の青年との交流等を行う。

※ ディスカッション（8テーマ）

2023年12月17日に開催された日本ASEAN友好協力特別首脳会議にて採択された「共同ビジョン・ステートメント2023実施計画」にて各国首脳が合意した事項等を基に、以下の8つのテーマを設定する。

参加青年はそれぞれ1テーマを選択し、日本及びASEAN各国が各テーマの課題解決に向けて今後どのように協力して取り組むべきかについて、グループで議論する。

<テーマ（カッコ内は実施計画における記載の項目番号）>

- ① 持続可能な観光（1.7）
- ② 質の高い教育（1.8～1.16）
- ③ 経済の強靱化（2.1）
- ④ 地球環境と気候変動（2.4 及び 2.6）
- ⑤ 防災と復興（2.7）
- ⑥ 健康と医療（2.8）
- ⑦ デジタル社会と人工知能（AI）（2.9）
- ⑧ 社会福祉と包摂的な社会の実現（2.12）

※ テーマごとに、4名程度の日本参加青年、10か国から各国2～3名程度の外国参加青年でグループを編成します。

※ 上記テーマは変更となる場合があります。

(2) 研修・報告会（日本参加青年のみ）【使用言語：日本語】

① 事前研修

国際交流やディスカッションの基本等について学び、日本代表青年としての心構えを身に付けるとともに、ASEAN 各国やディスカッションテーマに関する理解を深め、交流プログラムまでの自主研修期間における目標を明確にする。

② 事後研修

事業に参加した成果を取りまとめるとともに、その成果を踏まえ、事業終了後の活動について計画する。

③ オンライン事業報告会

事業に参加して得た知識や経験等について、国際交流に関心のある一般の青少年等に向けて報告を行う。

3 事業日程 ※ 諸般の事情により、日程が変更又は中止となることがあります。

(1) 事前研修

2026年9月24日（木）～9月28日（月）：5日間（都内・宿泊あり）

(2) NL 会議（オンライン）

2026年10月7日（水）、11月18日（水）（予定）

(3) オンラインプレセッション

2026年10月24日（土）：1日間（オンライン）

(4) 交流プログラム（対面で実施するもの）

2027年1月4日（月）～2月4日（木）：32日間

・日本プログラム 1月4日（月）、2月2日（火）～2月4日（木）

・船上プログラム及び寄港地プログラム※ 1月5日（火）～2月1日（月）

※ カンボジア、マレーシア、フィリピンにて各2～3日間

(5) 事後研修

2027年2月5日（金）、6日（土）：2日間（都内・宿泊あり）

(6) オンライン事業報告会

2027年3月14日（日）：1日間（オンライン）

4 参加国

日本及びASEAN諸国（ブルネイ・ダルサラーム国、カンボジア王国、インドネシア共和国、ラオス人民民主共和国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、タイ王国、東ティモール民主共和国、ベトナム社会主義共和国）

5 日本青年団について

日本青年団の構成は、ナショナル・リーダー（以下「NL」という。）（1名）、日本参加青年（30名程度、18～30歳）となります。

※ 参加するASEAN諸国も、同様に青年団を結成します。外国参加青年は、各国20名程度を予定しています。

6 日本参加青年に期待すること

内閣府青年国際交流事業の参加青年には、日本の代表として、主体的に事業に参加するとともに、事業参加後も、各々の属する職域や地域に事業参加によって得たものを還元する（「事後活動」）とともに、継続的に自己研鑽に励み、各分野において国際社会や地域社会をけん引するグローバルリーダーに成長することを期待しています。

NLの職務について

7 委嘱期間

令和8年9月～令和9年3月（予定）

※ NLは、内閣府からの委嘱に基づき協力いただくものであり、非常勤の国家公務員として任命されるものではありません。

8 職務内容

NLには、日本青年団を統率する責任者として、参加青年に対する指導・助言を行うとともに、日本青年団のリーダーとして表敬訪問や各種レセプション等に日本青年団の代表として参列していただきます。また、NL会議において事業運営に関する協議・決定を行うなど、ASEAN各国の政府幹部等である他国のNLと協働し、事業の円滑な実施に関して内閣府に協力していただきます。主な職務は以下のとおりです（別添「ナショナル・リーダーの果たすべき責務」は、NLとしての役割や以下に示す職務を円滑かつ適切に遂行するために求められる具体的な行動を整理したものです。）。

- (1) 参加青年（参加各国の青年による混成グループを含む。）の統率、指導及び助言、相談対応
- (2) 日本参加青年の健康管理、感染症対策等に関する内閣府への協力
- (3) 表敬訪問等への参列・スピーチ

- (4) NL 会議における事業運営に関する協議・決定
- (5) 事業実施に関する他国の NL との協働
- (6) 本事業に関する報告書の作成への協力（報告書は交流終了後の令和 9 年 3 月までに作成予定）

※ NL 会議は、日本及び参加する ASEAN 諸国の NL（11 名）が事業の具体的な運営について協議・決定を行うものであり、交流プログラムの開始前（令和 8 年 10～12 月頃）に 2 回程度、オンラインにて開催します。

9 待遇

- (1) 内閣府の規定に基づき、以下のとおり謝金が支給されます。
 - 1 日当たり 10,200 円（税込）、計 43 日間
（研修 7 日間、オンラインプレセッション 1 日間、NL 会議 2 日間、交流プログラム 32 日間、報告会 1 日間）
 - ※ 謝金は、上記の日程のうち実際に職務に従事した日数に応じて支給されます。
- (2) 以下の経費については、内閣府が負担します。
 - ① 研修及び交流プログラム期間中の交通費、宿泊費及び食費（研修及び交流プログラムへの参加に必要な自宅と研修場所等の間の交通費を含む。）
 - ※ ただし、自宅が外国にある場合、研修及び交流プログラムへの参加に必要な自宅と研修場所等の間の交通費は、国内交通費（内閣府が指定する国際空港と研修場所等の間の移動に要する交通費）のみ支給します。
 - ② 海外旅行保険（日本プログラム、事後研修期間を含む。）加入費
 - ③ 事業中に訪問する施設の入場料等
 - ④ 査証手数料（必要な場合）
 - ⑤ 制服代
- (3) 以下の経費については、NL に自己負担いただきます。
 - ① 健康診断及び予防接種に係る費用
 - ② 旅券発行手数料
 - ③ (2)②の海外旅行保険で賄えない治療費及び付随する費用
 - ※ 特に、事前研修期間中は保険期間外となります。
 - ④ 個人的な理由で事業参加を取りやめる場合の帰国に係る費用
 - ※ ただし、NL の親族（二親等以内の親族に限る。）が死亡又は危篤状態になった場合、NL が本事業への参加を継続できないほどの病気を患った又は怪我を負った場合、その他内閣府がやむを得ない帰国と認める場合、内閣府が、その全部又は一部を負担する場合があります。
 - ⑤ 個人が用意するお土産
 - ⑥ 名刺、ポロシャツ等の任意で作成するもの
 - ⑦ 文化交流等で使用するもの（衣装等）
 - ⑧ 事業期間中の通信環境の整備に関する費用及び通信費

※ 寄港地プログラム中については、業務に必要な Wi-Fi を貸与することを予定しています。

- ⑨ 宿泊ホテル等における付随的費用
- ⑩ その他、個人用に必要な経費

10 NLに求められる資質・能力

職務内容を踏まえ、以下の資質・能力を備えた方の参加を期待しています。

- (1) 参加青年の成長のため、彼らに寄り添い、適切に助言・指導する力
- (2) 参加青年の自主性を重んじつつ、集団として統率する力
- (3) 事業の円滑な運営のため、自分にできることを主体的に考え実行するとともに、内閣府や他の NL と協働する力
- (4) 環境及び状況の変化に臨機応変に対応する力
- (5) 多国籍の参加青年の多様性を尊重し、協調を重んじる精神

募集・選考について

11 募集人数

1名

12 応募要件

- (1) 日本の国籍を有すること。
- (2) 原則として、30～40代の者であること。
- (3) 各種研修や報告会を含む、事業の全日程に参加できること。委嘱期間中に、必要に応じて実施される内閣府等との打合せ、NL 同士のミーティング、日本参加青年からの相談等に対応できること。
- (4) 心身ともに健康で、長期の共同生活・航海に耐えることができること（医療体制及び緊急対策の観点から、妊娠している者の参加は認められない）。
- (5) 協調性に富み、事業の計画に従って日本参加青年を統率する能力を有すること。青年等の育成・指導及びチームビルディングに知見・経験を持つ者であることが望ましい。
※ 経歴書の活動実績の欄に具体的な記載をお願いします。
- (6) 他者の人格と個性を尊重し、ハラスメント等によりその尊厳を傷つけることがないように自らを律するとともに、日本参加青年について必要な指導やケアを行うことができること。多様性を受け入れる精神を持ち、どのような行為が他者の尊厳を傷つけ得るかを考える能力を有すること。
- (7) 「東南アジア青年の船」事業の参加経験があることが望ましい。
- (8) ディスカッションテーマに関心があること。
- (9) 日本の社会、文化等について相当程度の知識を有すること。
- (10) 参加国に理解と関心があること。

- (11) CEFR 基準で C1 レベル相当（熟練した言語使用者）以上の英語力を有すること。
※ 任意で語学資格を証明する証明書を提出することができます。
- (12) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症対策に関し、内閣府が求める必要な対応（予防接種、マスク着用、手指消毒、検査、隔離措置等）について協力できること。

13 選考の概要

NL の選考は、以下のとおり行います。

- (1) 一次選考（書類審査）
 - 参加申込書及び所属先の上司、所属団体の代表者等からの推薦書を基に審査を行います。
- (2) 二次選考
 - 個人面接（オンライン）を実施します。
 - 日程及び選考の詳細については、一次選考の結果と合わせて連絡します。
- (3) 三次選考
 - 個人面接（原則、対面）を実施します。
 - 日程及び選考の詳細については、二次選考の結果と合わせて連絡します。
 - 会場は、内閣府庁舎（東京都千代田区永田町 1-6-1）を予定していますが、オンラインでの実施を希望する場合には、二次選考の結果の通知後に個別に御相談ください。
- (4) NL の決定
 - NL の決定通知（三次選考の結果の通知）は、2026 年 7 月上旬までに、メールにて行います。
 - NL の決定通知の 1 週間前（2026 年 6 月下旬）を目途に、決定予定者に内定連絡を行います。
 - ※ 内定後又は決定後に提出いただく書類については、「15 内定後に提出いただく書類」を御覧ください。
 - ※ 提出いただいた書類の内容を踏まえ、最終的な可否を判断します。そのため、場合によっては、合格通知の時期が遅れることがあります。

14 応募方法

内閣府 HP（以下 URL）にある応募方法に従って御応募ください。

<https://www8.cao.go.jp/youth/kouryu/bosyu-2026.html>

参加申込書提出の締切：2026 年 5 月 29 日（金）12 時（正午）

- ※ 参加申込書提出に先立つ応募フォームへの入力・送信は 5 月 27 日（水）12 時（正午）までです。上記期限までに応募フォームへの入力・送信がないと参加申込書の提出は受け付けられませんので、御注意ください。
- ※ 参加申込書はメールによる申請のみ受け付けます。郵送による申請は受け付けませんので御注意ください。

- ※ 応募者多数の場合は、受付期間中であっても募集を早期に締め切ることがあります。
- ※ 締切後の応募は無効となりますので、時間に余裕を持って御応募ください。

その他

15 内定後に提出いただく書類

内定後又は決定後、以下の書類を提出いただく予定です。予め御準備をお願いします。

① 健康診断書（内定後）

- ※ 最新の受診結果（2025年6月以降に受診したもの）を御提出ください。
- ※ 医療機関で受診するもののほか、所属する大学や勤務先で受診する定期健康診断結果でも差支えありません。
- ※ 必須項目は以下とします。
問診、身体測定（身長及び体重）、視力、血圧、尿検査（蛋白及び糖）
- ※ 必要に応じて、追加の書類の提出を個別に依頼する場合があります。

② 既往歴、現在の通院・服薬状況等（内定後）

③ ②に関する医師の診断書（内定後）

④ パスポートの写し（決定後）

- ※ 外国への渡航に際し、保険等の手続きに必要となります。

16 個人情報の取扱い

(1) 本事業への応募に際して収集した個人情報（応募フォーム及び参加申込書に記載された情報）は、以下の利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

① NLの選考

(2) また、NLとして決定された方の個人情報（応募フォーム及び参加申込書に記載された情報並びに15で提出された書類に記載された情報）は、上記に加え、以下の目的の範囲内で適切に取り扱います。

① 2026年度の本事業の実施

各国政府や日本国内の他の政府機関（外務省等）、大使館、事業受託業者、プログラムの受入団体（都道府県等の地方公共団体、視察先団体、同窓会組織等）、報道機関等への情報提供を想定しています。

② 2027年度以降の内閣府青年国際交流事業の実施

各種プログラムに過年度事業のNLとして協力を依頼する場合等における利用（事業受託業者への情報提供を含む。）を想定しています。

③ 事業の広報及び記録

内閣府や事業の運営者、プログラムの受入団体等が、研修や交流プログラムの様子を撮影・録画・録音し、内閣府HPや内閣府公式SNS、インターネット上の広告等に使用することがあります。

(3) 本事業に応募した方は、上記(1)の個人情報の取扱いに同意したものとみなします。

また、NLとして決定された方は、上記(2)の個人情報の取扱いについて、予め同意したものとみなします。

17 照会先

内閣府 青年国際交流担当室 国際企画担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第8号館

電話 03-5253-2111 (大代表)

(平日／9：30～18：15)

ナショナル・リーダーの果たすべき責務

1. 規律を遵守し、自らの行動を律し、参加青年の模範となること
2. 船内運営委員会において、実施要領等に基づき船上活動の運営に関して協議して決定すること
3. 実施要領等又は船内運営委員会における決定等を自国の参加青年に周知徹底するとともに、予定された時間の厳守について、自国の参加青年に責任を持って指示を行うこと
4. 国別ミーティングにおいて、参加青年間のコミュニケーションの円滑化を推進するとともに、管理部からの連絡事項の周知徹底を図ること
5. 自身が担当するグループ・リーダー会議又はディスカッション活動運営委員会若しくは船内活動小委員会の顧問として必要な指導及び助言を行うこと
6. ディスカッション活動において、参加青年のディスカッション活動への取組や意見交換の内容について把握するよう努めること。また、国別に行う事後活動セッションにおいて、必要な指導及び助言を行うこと
7. フラッグ・ホイスティング・セレモニー等においてスピーチを行うこと
8. 訪問国活動において、当該国の受入委員会の作成したプログラムに従って参加青年が行動するよう統率するとともに、プログラムが安全かつ円滑に運営されるよう管理部に協力すること
9. 訪問国活動において自国のグループ及び担当ソリダリティ・グループを統率すること
10. 参加青年のホームステイ中、通信手段を確保し、所在を明らかにして、常に自国の参加青年からの緊急の連絡に対応可能な態勢をとること
11. 自国の参加青年が支障なく全プログラムに参加することができるよう、参加青年の心身の健康維持を助け、必要に応じて支援を行うこと
12. 各訪問国で開催される船上既参加青年の集いにおけるレセプションに出席すること
13. 船内運営委員会等における自国の訪問国活動についての評価及び提案を、次回の事業の企画、運営等に反映されるよう自国政府に伝達すること
14. 次に掲げるミーティングに出席すること
 - ①船内運営委員会：実施要領等に基づき、船上活動の運営について協議して決定する。原則として、各訪問国を出航した直後に開催する。
 - ②その他、必要に応じ管理部が招集するミーティング
15. 各種活動において、やむを得ない事情により欠席又は遅刻をする場合には、管理部の許可を得ること
16. その他、安全かつ円滑な事業の運営を確保するために必要な事項について管理部が行う指示に従うこと